

公益財団法人日本体育協会 特定資産等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）経理規程第44条に基づき、特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産をいう。

(特定資産の保有)

第3条 本会は、特定資産を保有することができる。

(特定資産の保有に係わる理事会承認手続き)

第4条 本会が、前条の特定資産を保有しようとするときは、会長はその名称、目的、将来の特定の活動内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立限度額、管理・運用方法及びその算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。

(特定資産の区分等)

第5条 前条の特定資産には、貸借対照表及び財産目録にて目的を示した名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

2. 前項の資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
3. 前項にかかわらず、目的外の取崩を行う場合には、会長は、取崩が必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間等の計画の変更についても同様とする。

(特定資産の管理・運用)

第6条 特定資産は、別に定める「財産運用管理規程」に基づき、管理・運用を行う。

(特定資産の公表)

第7条 特定資産の概要については、定款第14条第2項の規定に基づく書類を作成し、事務局等に備え置き、閲覧に供するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。